

◎二十六番（吉田英策君）日本共産党の吉田英策です。県議団を代表して質問いたします。

新型コロナウイルス感染拡大の第四波は全国に広がり、感染力が強い変異株が主流になっています。こうした中で、菅政権は国民に我慢を押しつけ、専門家も警鐘を鳴らすオリンピック開催を強行しようとしており、世界的なパンデミックの教訓を生かす姿勢がありません。

十六日に閉会した二百四回通常国会では、菅首相の下で次々悪法が強行されました。コロナ禍でぎりぎりの地域医療体制からさらに病床を削減する病床削減推進法、七十五歳以上の医療費二割負担を求める高齢者医療費二倍化法などは、国民の命を脅かすものです。

デジタル改革関連法は、国が国民の膨大な情報を一元管理し、監視できるようにする、また企業も利益のために利用できるようにするものです。土地利用規制法は、米軍、自衛隊基地周辺の周辺住民を監視し、基本的人権やプライバシー、財産権をも侵害するものです。そして、憲法改定に道を開く国民投票法など、菅政権の下でのこれら一連の戦争する国づくりの運動、動きを許すことはできません。

特に土地利用規制法は、基地、原発施設周辺の住民を監視し、土地や建物の情報を調査し、利用目的の届出など、怠れば刑事罰も科すものです。土地の売買など経済活動にも大きな影響を与えます。政府は、強制的な接收、収用も否定はしていません。

度重なる国会議員の政治と金の問題を解明しようともせず、国民負担を押しつける強権政治そのものです。今こそ菅政権に代わる、命と暮らし、民主主義最優先の政治こそが求められていることを指摘して、以下質問をいたします。

新型コロナウイルス感染症対策についてです。

コロナ対策では、ワクチンの社会的効果が現れるまでは一定の時間がかかることを前提に、コロナ封じ込めのために日本共産党は三点を提起しています。一つは、ワクチンの迅速な接種と大規模な検査を行うことです。二つは、十分な補償と生活支援を行うことが営業と暮らしを守るためにも感染拡大の新たな波を抑える上でも必要だということです。三つは、医療を削る政治を改めることです。医療機関への減収補填を行い、病床削減などをやめることです。こうした対策を一体で行ってこそ、新型コロナウイルスを封じ込めることができます。

日本のワクチン接種の状況は、二回接種が終わった人でも全人口の七・七％、国際比較でも百七位と遅れています。人口比のPCR検査数は世界百四十一位です。政府が、高齢者は七月末、希望する国民は遅くとも十一月までには終了すると示したことで、市町村では混乱が広がっています。県内でも知事が十一月までに接種完了を進めるとしましたが、市町村間で進捗状況に違いがある中で全ての市町村が完了できるよう、具体的な見通しを示すべきです。

新型コロナウイルスワクチンの迅速な接種に向け、実態の把握と問題を明らかにし、市町村を支援すべきと思いますが、知事の考えを尋ねます。

高齢者や障がい者が無事ワクチン接種を終えるためには、予約や接種会場への足の確保など、困難を抱える方への支援が必要です。

高齢者、障がい者などの接種について、丁寧な支援が求められると思いますが、県の考えを尋ねます。

希望者全員のワクチン接種に向け、ワクチンの配分計画を示すよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

いわき市では、無症状者で希望する市民を対象にPCR検査を千七百人余りに実施し、一名の陽性者を発見しました。変異株が主流になる中で、い

ち早く無症状感染者を見つけ出し、隔離、保護、治療するという感染症対策の基本に徹することが必要です。

PCR検査を大幅に拡充するとともに、変異株の検査を徹底して実施すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

医療機関は、患者数の激減により減収に陥っています。医療機関は地域で共同して医療を提供しており、新型コロナウイルス患者を受け入れた医療機関だけでなく、全ての医療機関への支援が必要です。

感染者の受入れの有無にかかわらず、全ての医療機関への減収補填を国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

保健所及び県衛生研究所の体制は、コロナ発生時から職員不足が指摘され、体制の強化が求められています。今年度の保健師の採用でも退職者の補充のみで、人員の増加には至っていません。

感染状況を踏まえ、早急に保健所の人員体制を強化すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

感染状況を踏まえ、県衛生研究所の検査機器及び人員体制を拡充すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

次に、コロナ禍における商工業者、若者等への支援についてです。

コロナ禍の下で、飲食店をはじめとした中小事業者は苦境に立たされています。東京商工リサーチの調べでは、コロナ収束が長引けば、飲食業、宿泊業など三割の事業者が廃業を検討しているといえます。

新型コロナウイルス感染防止のための外出自粛や事業所への時間短縮要請は、十分な補償と一体でこそ感染拡大を抑止することができ、事業者を守ることができます。さらなる事業者支援が必要です。

持続化給付金について、再度の支給を国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

雇用調整助成金について、特例措置の延長を国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

五月の県の非常事態宣言に伴うコロナ感染拡大防止協力金は、売上げにより三段階に分け、交付されます。交付を希望する事業者から、申請書類が多く、人手のない零細な事業者は大きな負担になると、申請書類の簡素化の要望が出されています。

一日当たりの売上げが八万三千三百三十三円以下の事業者へは一日二万五千円の交付額ですが、これが全体の七割を占めます。それ以下の金額はなく、簡素化は可能だと考えます。

福島県緊急特別対策による福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金及び売上げの減少した中小事業者に対する一時金について、申請書類の簡素化を図り、迅速に支給すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

売上げが三〇%以上減少した事業者であっても、一時金の対象にならない事業所もあります。

福島県緊急特別対策による売上げが減少した中小事業者に対する一時金について、売上げが三〇%以上減少している全ての事業者を対象にすべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

市民団体が行うフードバンクの取組に毎回百人以上の青年、学生が支援を求めて集まっています。コロナ禍で学生は将来への不安を抱き、暮らしは困窮の度合いを深めており、学生への生活支援を実施すべきです。

国が昨年度実施した学生支援緊急給付金について、再度の支給を国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

県立医科大学及び会津大学の学費を減免すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

次に、東京オリンピック・パラリンピックについてです。

オリンピックの開催は、感染拡大のリスクとともに、医師、看護師の派遣、病床の確保など、逼迫している医療体制をさらに危機に追いやることになることは明らかであり、五輪開催は中止し、コロナ対策を優先すべきです。

政府も入る五者協議は、観客数について、会場定員の五〇%、一人を上限と決めました。本県では、ソフトボールと野球の七試合が予定され、観戦のための入場者は想定で七千五百人となり、学校連携観戦は別枠とされましたから、入場者はさらに増えることになります。強行すれば、変異株の感染拡大が進む中で人の流れがさらに増え、感染拡大のリスクを増やすこととなります。

また、県主催のライブサイトは中止しましたが、東京都主催のライブサイトが会津若松市といわき市で、自治体主体のコミュニティライブサイトが行われ、それ以外にもパブリックビューイングが県内各地で計画されます。いわき市は、アクアマリンパークで予定の東京都主催のライブサイトについて県に中止を申し入れたとのこと。県民の健康、命を第一に考えれば、中止すべきです。

東京オリンピック・パラリンピックの中止を国に求めるべきだと思いますが、県の考えを尋ねます。

新型コロナウイルス感染症の感染のリスクがあるため、競技観戦に児童生徒を招待すべきでないと思いますが、県の考えを尋ねます。

感染のリスクが高まることから、県内で実施予定のライブサイトなどを中止すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

次に、原発廃炉・汚染水問題についてです。

原子力規制庁は、今年三月、福島第一原発の一号機から三号機のシールドプラグに合計七京ベクレルもの大量の放射性セシウムが存在することを発表しました。

シールドプラグとは、原子炉格納容器の上にある炉心からの放射線の遮蔽のための鉄筋コンクリート円盤の蓋ですが、三枚重ねで、重量は全体で五百トン以上になります。

規制庁は、二〇一一年三月の原発事故で原子炉建屋の外に放出されたセシウムの総量は一・五京ベクレル、そのうち八割は海上に、二割に当たる〇・三京ベクレルが陸上に降ったとしています。この陸上に降った〇・三京ベクレルの放射性物質によって、いまだに帰還がかなわず、多くの県民が苦しんでいます。その約二十三倍もの放射性物質が原子炉建屋上部にとどまっているのです。

福島第一原発の一号機から三号機までのシールドプラグの汚染状況を県民に情報提供すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

原発事故から十年、二月の福島沖地震では、地震計が壊れたことが明らかになり、原子炉の冷却水漏れも起こりました。そして、東電の情報発信の遅れが問題になりました。多くの県民が放射能漏れや再臨界など再び原発事故を心配しているのです。

福島第一原発における設備の総点検を東京電力に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

東京電力は、福島第一原発の廃炉工程を三十年から四十年とし、度重なるトラブルや今回の大量の放射性物質が明らかになっても変更しようとしません。誰の目に見ても、現在の工程では無理なことは明らかです。国、東電は、廃炉工程の見直しを行うべきです。

福島第一原発の廃炉に向けた中長期ロードマップの見直しを国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

福島第一原発の廃炉終了の姿を県はどのように考えているのか尋ねます。四月に政府が汚染水の海洋放出の閣議決定をした以降も、県内市町村では

二十四日時点で二十自治体が撤回などの意見書を可決するなど、海洋放出への理解は得られていません。朝日新聞の自治体首長アンケート調査では、七割の自治体が海洋放出に異議を唱えています。こうした声に県がどう応えるかが問われています。

関係者の理解なしにいかなる処分も行わないとした事業者との約束を破った国、東電は、一番安易な海洋放出を決めたわけですが、海洋放出でもタンク群はすぐにはなくならず、知事も述べたように、被害は福島県だけにとどまりません。海洋放出しないことが一番の風評対策になることは明らかです。

多核種除去設備等で処理した汚染水の海洋放出の決定を撤回するよう国に申し入れるべきと思いますが、知事の考えを尋ねます。

原子炉建屋へ流入する地下水の量をゼロにする抜本的な対策を国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

廃炉安全確保県民会議が県民の声を廃炉に生かす取組を行っています。こうした取組をより進め、廃炉の安全を確保し、地域の声を反映させることが大事です。

廃炉安全確保県民会議について、委員を地域から公募するなど、地域住民の意見を一層反映させるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

福島第一原発の廃炉は長期間にわたります。日本原子力学会は、敷地を再利用できるようにするまで百年はかかるとしています。その全ての期間で原発事故を想定しなければなりません。

ところが、福島県原子力災害避難計画では、福島第一原発の五キロ範囲で指定する予防的防護措置、いわゆるPAZが指定されていません。地域住民の安全のためにも指定した避難計画を策定すべきです。

福島第一原発において、予防的防護措置を準備する区域、いわゆるPAZ

の指定をすべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

次に、気候変動対策についてです。

産業革命前に比べ平均気温の上昇を一・五度以内に抑えなければ、地球環境は甚大な被害を受け、人類の生存が危うくなることが指摘されています。今後十年間の取組が重要であり、県の施策でも具体的、実効性のある対策があらゆる部門で求められます。

二酸化炭素の最大の発生元は石炭火力発電所です。二〇一七年度の二酸化炭素排出事業所上位三十位に県内では四つの火力発電所が入り、合計で四千万トンもの二酸化炭素を排出しています。こうした石炭火力発電所に対して削減や中止を求めなければ、県のカーボンニュートラル宣言を実効あるものにし、脱炭素を実現することはできません。

温室効果ガスの排出量削減を県内の石炭火力発電所に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

また、二酸化炭素排出が既存の火力発電所に比べ一五％削減にすぎないIGCCは、長期間の運転で二酸化炭素を大量に発生し、世界的な脱炭素の流れに逆行します。

石炭ガス化複合発電、いわゆるIGCCの中止を求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

小名浜港東港では、輸入した石炭に含まれる鉄くずなどの異物を取り除く施設の拡張工事が行われます。石炭輸入先の変更によるものですが、こうした施設建設は世界的な脱炭素の流れに逆行するもので、行うべきではありません。

石炭の荷揚げのための新たな小名浜港東港地区の整備は中止すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

脱炭素を実現するためには、自然エネルギーの秩序ある推進が必要です。



自然エネルギーであっても、地形の改変や土砂災害を引き起こす事例が発生し、生活環境への脅威になっています。

いわき市の三大明神風力発電事業や百十八ヘクタールの広大な林地開発が必要になる相馬市玉野地区の大型太陽光発電所、一人もの反対署名が上がっている伊達市梁川町の廃プラスチックも燃料とするバイオマス発電事業などは、住民合意には至っていません。

住民合意のない再生可能エネルギーの発電所建設計画は中止を求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

住民合意、参加型の再生可能エネルギー推進条例を制定すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

次に、令和元年東日本台風等の被災者支援についてです。

甚大な被害を出した令和元年東日本台風等の被害者の借り上げ住宅への入居期限の二年が迫っています。住宅再建支援金の給付が進まない中で、住宅再建の見通しが立たない被災者への支援が必要です。

令和元年東日本台風等に係る借り上げ住宅について、入居者の生活再建の見通しが立たない場合、供与期間を延長すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

次に、デジタル改革関連法についてです。

さきの国会で成立したデジタル社会形成基本法など六本の法律から成るデジタル改革関連法は、その基本となるデジタル社会形成基本法では個人情報保護という基本理念がなく、行政が持つ膨大な個人情報を国が一元管理し、企業のもうけに利用できるようにするもので、基本的人権やプライバシー侵害を犯すものです。

過去には、国を相手取った原告の個人情報を防衛省が外部に提供しようとしたことがあります。また、住宅金融支援機構が名前を加工した十八万

人ものデータを民間銀行に提供したことがありました。また、税務調査で個人情報保護法によって外部に情報を漏らすことのできない銀行の個人情報のデータまでもが適用除外とされたことがあります。

自治体では、自治体の情報システムの標準化の強制は自治体の主体性を否定し、住民福祉と地方自治を侵害します。住民サービスは、システムの共通化、標準化の下、子供の医療費無料化、税金、国民健康保険税、介護保険料の減免、学校給食費無料化などの自治体独自の住民サービスの抑制につながるとおそれがあります。

個人情報保護の基本理念がないデジタル社会形成基本法は、個人情報が企業などの利益のために使用され、個人のプライバシーを侵害するおそれがあると思いますが、県の考えを尋ねます。

県と会津地方十三市町村の自治体行政スマートプロジェクトモデル事業は、個人情報保護を規定した条例を形骸化させるおそれがあると思いますが、県の考えを尋ねます。

個人のプライバシーを侵害し、自治体独自の住民サービスを抑制するデジタル改革関連法の廃止を国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

次に、凍霜害等被災農家への支援についてです。

今年四月に発生した霜被害は、県内農作物約二十八億円もの甚大な被害を及ぼしました。県内二十八市町村に被害が及び、記録に残るものとしては過去二番目の被害の大きさです。被害は、桃や梨など果樹が大半で、県内果樹産出額の約一割に達します。特に県北地方の被害が大きく、全く収穫が見込めない畑もあります。

また、県中、県南地方ではひょう被害も発生しました。収入保険や果樹共済の加入面積は僅か二六％であり、未加入農家への補償はありません。被

災農家の再生産を保障する減収補填の制度が必要です。度重なる自然災害から農家経営を守ることは、農業を守ることになります。

農業経営収入保険に白色申告の農家も加入できるように国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

凍霜害で被災した農家の再生産に向けた支援を行うとともに、収入保険や果樹共済に加入していない被災農家への減収補填を行うべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

ひょう害で被災した農家を支援すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。教育行政についてです。

県教育委員会が進める高等学校の統廃合により廃止される高校の関係者から、合意が十分にできていないと批判の声が出されています。日程ありきで強引に進める県教育委員会への批判です。

地域の高齢化の中で、高校がなくなれば地域の活性化に逆行し、公共交通機関の運行や地域の文化の継承などにも影響し、地域全体の問題として捉え、住民の合意も尊重しなければなりません。

住民合意のない県立高等学校改革前期実施計画の凍結及び後期実施計画の策定を中止すべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

県教育委員会は、多忙化解消アクションプランを取り組み、多忙化解消を図ってきましたが、教育委員会自身が認めるように、依然として長時間の勤務は存在しています。教職員の多忙化は解消されていません。

県教育委員会は、アクションプランの取組で教職員の多忙化が解消できていない要因をどのように捉えているのか尋ねます。

今年度から新たに教職員多忙化解消アクションプランⅡが取り組まれます。教職員の多忙化を解消するためには、この間の教訓を生かすとともに、教職員の数を増やすことが決定的です。

多忙化解消に向け、教職員を増やすべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

アクションプランⅡでは、校務処理の効率化として、児童生徒の教育、保健、学籍、事務の情報をひも付けにする統合型校務支援システムの導入を促進します。児童生徒の成長の管理や事務の効率化は学校単位で行えばよく、県教委による一元管理は、データの流出などが起きれば、プライバシー、人権の侵害にもつながりかねず、中止すべきです。

県立学校における統合型校務支援システムの運用について、県教育委員会による一元管理は中止すべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

教員免許更新制度は、十年ごとに三十時間の更新講習を受講しないと免許が失効する制度です。実施から十年、教員不足を深刻化させました。講習費用は自己負担であり、文部科学大臣でさえ、教師が多忙な中で経済的、物理的負担感を生じていると認めており、弊害は明らかです。

こうした中、文科大臣は教員免許更新制度の抜本的な見直しについて早急に結論を出すよう中央教育審議会に諮問しました。廃止が必要です。

教員に経済的、物理的負担を強いる教員免許更新制度の廃止を国に求めるべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

最後に、総合計画についてです。

今年、県の新たな総合計画が策定されます。連続する災害や新型コロナウイルスに見舞われている本県の今後十年間を見据え、医療・介護や公衆衛生の体制強化、原発ゼロの実現、暮らしとなりわい中心の復興、農林水産業、中小商工業、観光業の振興、気候変動対策、ジェンダー平等など、盛り込むべき課題は山積みしています。

異常気象による大規模災害や新型コロナウイルスを通じて、これまでの社

会の在り方そのものに対する認識の変化が世界的にも起こり、県民の意識も大きく変化、発展しています。こうした県民の声にかみ合う計画にする必要があります。

新たな総合計画の策定に当たっては、地域環境を守り、原発に頼らない自然エネルギー中心の社会、ケアに手厚い社会、人権が尊重される社会を掲げ、その実現に向けて、誰一人取り残さず、一人一人の県民が大切にされる、人間に光を当てた観点を基本とすべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

以上で質問を終わります。（拍手）

◎議長（太田光秋君）執行部の答弁を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

◎知事（内堀雅雄君）吉田議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチンの接種についてであります。

県内においては、新規感染者数は減少傾向となっている一方で、感染経路不明者の割合が高い水準で推移しており、急速な感染の再拡大が危惧されております。

ワクチン接種は、発症の予防や重症化リスクの低減が期待されることから、医療体制確保のため優先して医療従事者の接種を行い、六月末には終了見込みとなっております。

市町村が主体となる住民接種については、地域により課題が異なることから、丁寧に聞き取りを行い、参考となる先進的な取組事例の紹介、接種に必要な医療従事者の確保や集団接種会場の確保など、関係機関と連携をし、支援を行ってまいりました。

県内の高齢者接種は順調に進んでおります。都道府県別の高齢者向けワクチン接種率は全国でも上位にあり、これまでの支援の成果が現れてきてい

るものと考えております。

引き続き、市町村の住民接種が円滑に進み、加速化されるよう、要望や課題をさらに丁寧に取り、積極的な支援に取り組んでまいります。

次に、処理水につきましては、本県では原発事故前の暮らしを徐々に取り戻しつつある中、処理水の取扱いによって新たな風評が生じるのではないかと強い懸念と、廃炉作業全体を安全かつ着実に進め、一日も早い避難地域の復興を成し遂げなければならないという大きなジレンマを抱えております。また、処理水の問題は福島県だけの問題ではなく、日本全体の問題として進めていかなければなりません。

このため、四月に国が決定した処理水の処分に関する基本方針について、これまで県民が十年にわたり積み重ねてきた風評払拭の努力を後退させることのないよう、経済産業大臣に対し、農林水産業や観光業の関係者をはじめ県内の自治体等に対する丁寧な説明や万全な風評対策と将来に向けた事業者支援など五つの事項と東京電力への指導監督について、国が責任を持って取り組むよう訴えてまいりました。

また、内閣総理大臣に対し、私から直接、特に関係者等に対する丁寧な説明と農林水産業などに対する万全な風評対策を講じるよう強く訴えたところであります。

引き続き、国に対し、新たな風評を発生させないという強い決意の下、万全の対策を講じるとともに、福島第一原発の廃炉や福島の復興再生に最後まで責任を持って対応するよう求めてまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁させますので、御了承願います。

(総務部長戸田光昭君登壇)

◎総務部長（戸田光昭君）お答えいたします。

学生支援緊急給付金につきましては、昨年度新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、特に家庭から自立した学生等が収入減少により学びの継続の危機を抱える状況を踏まえ、緊急措置として実施されたものであります。

その後、国の就学支援新制度における授業料等の減免や給付型奨学金の弾力的運用など学生への支援が拡充されており、県といたしましては、全国知事会を通じて、国に対し支援制度のさらなる充実について要望しているところであります。

次に、県立医科大学及び会津大学の学費の減免につきましては、昨年度から開始された国の就学支援新制度において、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した学生も授業料減免及び奨学金給付の対象とされており、また両大学とも国の制度の対象外となった学生も独自の授業料減免の対象としております。

（危機管理部長大島幸一君登壇）

◎危機管理部長（大島幸一君）お答えいたします。

福島第一原発の一号機から三号機までのシールドプラグの汚染状況につきまして、国が行う事故の調査分析に係る中間取りまとめの中で示されたものであり、今後国と東京電力において廃炉工程への影響や周辺地域への飛散防止等の安全対策についてしっかりと検討を行い、関係機関や県民に分かりやすく情報提供するよう求めてまいります。

次に、福島第一原発における設備の総点検につきましては、四月に知事から東京電力社長に対して原子力発電所の安全対策に万全を期すよう強く申し入れ、東京電力から設備の総点検の実施と万全な管理体制の構築を図る考えが示されたところであります。

引き続き、福島第一原発における設備の健全性が確保されるよう、東京電

力の取組をしっかりと監視してまいります。

次に、中長期ロードマップの見直しにつきましては、これまで国において廃炉の進捗状況を踏まえ、数次にわたり見直しが行われてきており、県といたしましても見直しの際に必要な意見を申し上げております。

引き続き、廃炉安全監視協議会等により福島第一原発における廃炉の進捗状況を確認するとともに、東京電力に対し、安全を最優先に着実に廃炉に取り組むよう求めてまいります。

次に、福島第一原発の廃炉終了の姿につきましては、県ではこれまで燃料デブリを安全かつ着実に取り出すこと、使用済み燃料や燃料デブリなどの放射性廃棄物について、国及び東京電力の責任において処分方法の議論を進め、県外において適切に処分することを繰り返し求めてきたところであります。

引き続き、その実現に向け取り組んでまいります。

次に、原子炉建屋へ流入する地下水対策につきましては、中長期ロードマップにおいて汚染水発生量を二〇二五年内までに一日当たり百立方メートルに低減することとされており、国が多核種除去設備等処理水の処分に關する基本方針を決定した際には、知事から経済産業大臣に対して、処理水の基となる汚染水の発生量をこれまで以上に抑制する対策を講じるよう求めたところであります。

次に、廃炉安全確保県民会議につきましては、関係十三市町村から推薦された住民や、商工業、農林水産業など県内各種団体の代表者及び学識経験者の計三十一名で構成されており、現地調査を含め、年数回開催しております。

会議の中では、構成員の皆様から様々な意見をいただいております。幅広い県民の視点による監視に努めてまいります。



次に、福島第一原発の予防的防護措置を準備する区域、いわゆるPAZにつきましても、国の原子力災害対策指針において定める必要がないとされており、県の地域防災計画においては、避難指示区域と緊急防護措置を準備する区域、いわゆるUPZに区分して対応することとしております。

万一新たな緊急事態が発生した場合には、こうした区分に基づき、避難指示区域への一時立入者の退去や住民等の避難といった防護措置を速やかに講じてまいります。

次に、令和元年東日本台風等に係る借り上げ住宅の供与期間につきまして、災害復旧工事により住宅の再建が完了しない場合等に延長が認められており、国との協議の結果、これまで県内では三自治体の八世帯について供与期間が延長されております。

昨年度から入居者の方々に生活再建の見通しを伺っており、検討が進んでいない方については、今後市町村と連携して個別に事情を伺い、必要に応じて支援制度の紹介を行うなど、被災者の生活再建支援に取り組んでまいります。

（企画調整部長橘 清司君登壇）

◎企画調整部長（橘 清司君）お答えいたします。

石炭火力発電につきましては、現在見直しが進められている国のエネルギー基本計画において、温室効果ガスの排出量削減に向けた非効率施設の休止や高効率化等の方針が示されるものと認識しており、今後とも国の動向を注視するとともに、市町村や事業者と適切に情報共有を図ってまいります。

次に、石炭ガス化複合発電につきましては、従来の石炭火力に比べ発電効率が高く、二酸化炭素の排出削減が図られるなど、本県において開発が進められた最新鋭の技術であります。

現時点においては、社会経済システムを支える安定電源としての役割を果たしているものと認識しております。

次に、再生可能エネルギーの発電所につきましては、二〇五〇年カーボンニュートラルを実現するためにも、ますます重要性が増しております。

このため、引き続き地元の理解の下、関係法令や国のガイドラインに基づき、再生可能エネルギーの発電事業が適正に実施されるよう、国や市町村と連携しながら、必要に応じて事業者に対する助言指導に努めてまいります。

次に、再生可能エネルギーの推進につきましては、先駆けの地アクションプランに基づき、県民が再生可能エネルギーを身近に感じられるよう理解促進を図るとともに、事業者の売電収入の一部を地域貢献に活用するなど、地域主導による取組を行ってまいりました。

加えて、今年度から自家消費型の設備導入の支援を拡充するなど、引き続き地元の理解を得ながら、地域と共存する再生可能エネルギー事業を推進してまいります。

次に、デジタル社会形成基本法につきましては、デジタル社会の形成に当たって個人の権利利益を保護することや、個人情報の保護に必要な措置を講じることが定められております。

さらに、同法施行後も個人情報保護に関する法律及び福島県個人情報保護条例の規定に基づき、個人情報取扱事業者等において個人情報の適正な取扱いが求められている状況に変わりはありません。

次に、自治体行政スマートプロジェクトにつきましては、市町村ごとに業務の手順や申請書様式に違いが見られる戸籍の証明、補助金の交付に係る業務等について、ICTを活用した業務プロセスの標準モデルを構築することで住民サービスの向上を図ることを目的としております。

その実施に当たっては、当然に個人情報保護に関する法律等を遵守してまいります。

次に、デジタル改革関連法につきましては、自治体が行う様々な行政サービスのうち、業務プロセスを標準化することで住民サービスの向上が期待できる業務をデジタル化するものであり、自治体の判断で独自に実施している施策についてもデジタル化のメリットを生かしながら実施できるものと考えております。

県といたしましては、県民がデジタル社会の恩恵を享受できるよう、個人情報保護に関する法律等を引き続き遵守し、デジタル社会の形成を図るための施策を推進してまいります。

次に、新たな総合計画につきましては、計画の基本的事項において、誰一人取り残さない持続可能な社会を目指すSDGsの理念を明確に位置づけております。

その上で、県づくりの指針として、二〇三〇年に実現を目指す福島の将来の姿について、SDGsの十七の世界共通の目標を福島ならではの形で描くとともに、人、暮らし、仕事の三つの切り口から整理し、互いに調和しながら、深める深化、進める進化、新たなものとする新化の三つの意味で「シンカ」する社会を目指すこととしております。

（保健福祉部長伊藤 剛君登壇）

◎保健福祉部長（伊藤 剛君）お答えいたします。

高齢者、障がい者などの接種につきましては、電話やファクス、メールなどによる複数の予約方法や移動手段がない方への送迎バス等を利用した移動支援などの高齢者や障がい者に寄り添った対応が図られるよう、市町村に対して先進事例や国の補助制度を紹介し、ワクチン接種の体制整備を支援してまいります。

次に、ワクチンの配分計画につきましては、希望する全ての県民が接種できるよう、全国知事会を通して速やかな提示を国に要望しているところでもあります。

次に、PCR検査の拡充と変異株の検査につきましては、医師の判断の下、検査の必要な方が迅速かつスムーズにPCR検査が受けられるよう、一日当たりの検査体制を拡充するとともに、変異株の発生動向を適時捉えられよう、県衛生研究所の検査体制を整えたところであります。

引き続き、感染状況に応じて必要な検査を確実に実施してまいります。

次に、医療機関への減収補填につきましては、本月十一日に感染症患者の受入れの有無にかかわらず受診控えによる減収への支援を行うことなどについて全国知事会として国に提言したところであり、引き続き地域の医療機関を支えるために必要な支援を全国知事会を通じて国に要望してまいります。

次に、保健所の人員体制につきましては、保健・医療等に対するニーズに対応できるよう常に見直しを行うとともに、コロナ禍での急激な業務増においては、保健所内の業務の再配分や協力体制の構築をはじめ会計年度任用職員の採用や他所属からの応援派遣等を行ってきたところであり、今後とも様々な課題を見据えながら適切に対応してまいります。

次に、県衛生研究所の検査機器及び人員体制につきましては、検査機器の増設や新規導入により検査の効率化を図るとともに、変異株の種別が特定できる体制にするほか、より正確なウイルス検出のため、機器の操作に関する研修を行い、検査担当職員を育成してまいりました。

今後とも、検査を確実に実施できるよう体制の整備に取り組んでまいります。

(商工労働部長安齋浩記君登壇)

◎商工労働部長（安齋浩記君）お答えいたします。

持続化給付金につきましては、全国知事会を通して再度の支給について繰り返し国に要望しているところであります。

次に、雇用調整助成金の特例措置につきましては、全国知事会を通して国に求めてきた結果、八月末までの延長が発表されたところであり、今後とも雇用情勢及び国の対応を注視してまいります。

次に、協力金及び一時金の申請につきましては、審査上必要となる書類に限定した上で今月より受付を開始いたしました。これまで、最短で申請から約一週間で支給しているところであります。

引き続き、事業者への制度周知の徹底を図るとともに、市町村や商工団体等と連携し、丁寧な説明に努めながら、迅速に支給してまいります。

次に、一時金の対象者につきましては、福島県緊急特別対策に基づき営業時間の短縮を要請した飲食店との直接または間接の取引のある事業者や県民への不要不急の外出自粛要請の直接的な影響を受けた事業者に対し、本年五月の売上げが三〇％以上減少していることを要件として、業種を限定せず一律二十万円を交付することとしております。

（農林水産部長小柴宏幸君登壇）

◎農林水産部長（小柴宏幸君）お答えいたします。

収入保険につきましては、農業者の収入を正確に把握する必要があることから、青色申告者が対象となっております。

青色申告には、所得金額からの特別控除などのメリットがあり、白色申告と同等の簡易な方式もあることから、農業共済をはじめ関係団体と連携してこれらの周知を図り、引き続き収入保険の加入促進に取り組んでまいります。

次に、凍霜害で被災した農家の支援につきましては、来年産の収量が確保

できるよう、樹勢回復のための資材等の購入費を市町村と連携して助成することに加え、果樹の剪定等の掛かり増し経費の助成や資金の融通などを行うとともに、収入保険等未加入者の減収補填については、引き続き収入保険や農業共済制度への加入を促進してまいります。

次に、ひょう害で被災した農家に対する支援につきましては、現在市町村、JA等と連携し、被害状況の調査と被災した農家への生育回復等に向けた技術支援を実施しており、被害額が一定以上となった場合は福島県農業等災害対策基本要綱に基づく対策事業の実施を検討してまいります。

（土木部長猪股慶藏君登壇）

◎土木部長（猪股慶藏君）お答えいたします。

小名浜港東港地区の整備につきましては、船舶の大型化や取扱い貨物量の増加に対応するため、国際バルク戦略港湾として物流機能の強化を図るものであり、引き続き地域産業を支える拠点となるよう進めてまいります。

（文化スポーツ局長小笠原敦子君登壇）

◎文化スポーツ局長（小笠原敦子君）お答えいたします。

オリンピック・パラリンピックにつきましては、組織委員会等が決定した方針を踏まえ、安全・安心を最優先に新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、野球やサッカー競技が円滑に実施されるよう、関係機関と連携し、着実に準備を進めてまいります。

次に、児童生徒の競技観戦につきましては、会場内外の移動において一般の観客との動線を分けるとともに、引率者向けに行う現地確認の際に感染症対策について十分周知するなど、安全かつ安心して観戦いただけるようしっかりと取り組んでまいります。

次に、ライブサイト等の実施につきましては、県主催のライブサイトは新型コロナウイルス感染症の再拡大を防止する観点から中止を決定したとこ

ろであります。市町村等が主催するライブサイト等は開催方法や規模など様々であることから、県の考え方を丁寧の説明した上で個別に対応してまいります。

(教育長鈴木淳一君登壇)

◎教育長(鈴木淳一君)お答えいたします。

県立高校改革の実施計画につきましては、県内の中学校卒業生数が急速に減少する中であっても子供たちによりよい教育環境を提供していくため、着実に進めることが重要であると考えております。

今後とも、地域の方々に改革の必要性を御理解いただけるよう丁寧な説明に努めるとともに、御意見を伺いながら、魅力ある学校づくりを進めてまいります。

次に、多忙化解消アクションプランの取組につきましては、スクール・サポート・スタッフや部活動指導員の配置などにより、教職員の時間外勤務時間が一定程度削減され、その成果は現れていると考えております。

一方で、個別に見ると、月八十時間を超える時間外勤務を行わなければならない状況にある教職員も依然として存在しており、その主な要因は、長時間にわたる部活動指導や教科指導以外の事務作業に時間を要しているためと捉えております。

次に、教職員を増やすことにつきましては、複雑化、困難化する教育課題に対応するため国に増員を求めているところであり、今後とも要望してまいります。

なお、教職員の多忙化解消については、アクションプランⅡにおいて重点取組テーマとして掲げた統合型校務支援システムの効果的な運用による事務作業の効率化や部活動の在り方の見直しによる長時間にわたる指導の改善などにより、継続して取り組んでまいります。

次に、県立学校の統合型校務支援システムにつきましては、システムの導入による校務処理業務の軽減により、教職員の多忙化解消が図られるとともに、これまで学校ごとに管理してきた様々な情報を集約し、より厳格に管理することで、セキュリティの向上にもつながっているものと認識しております。

引き続き、情報の管理には十分留意し、システムの安定的な運用に向けてしっかりと取り組んでまいります。

次に、教員免許更新制度につきましては、適切に運用することにより教員の資質向上に資する一方で、受講に伴い、経済的、物理的負担が生じていることから、国に対して負担の軽減を求めてきたところであります。

今後とも国における制度見直しの動向を注視してまいります。

◎二十六番（吉田英策君）再質問させていただきます。

知事にお聞きをしたいと思います。

円滑かつ迅速なワクチンの接種が今本当に望まれているというふうに思います。県の本部員会議の資料を見ますと、十八日時点で医療従事者は二回目の接種で九〇・八％の完了、高齢者は一三・三％、高齢者施設職員は一六・三％。医療従事者は六月末の完了を指すということですが、県が高齢者は七月末までに完了させると言いました。今、県は一三・三％ですから、なかなか大変な数字になるのではないかと、県内の状況を見ますと、進んだところとまだまだ進んでいないところの差がやはりあるのだらうというふうに思います。相馬方式が有名になりましたけれども、やはり進んだところでは進んでいる。

県は、そうした進んだ経験を他の市町村に紹介したり、医師の確保や会場確保、そういうことで支援をされると言われましたけれども、知事が定例会見で、県が十一月末までに一般希望する方の接種を終わらせるとい



とに関連して、県も十一月末までに一般希望者を終わらせるということを発表されました。

ですから、多くの県民はこの知事の発言に期待を寄せているわけですが、この現状から見ますと本当になかなか容易でない課題になっているなど、そこはやはり各市町村の課題、問題点をしっかりと明らかにして、どういう支援を行うのか、ここをはっきりと県民に示して、十一月末までの具体的な接種の在り方も示す必要があるのではないかと思います。

改めて問題点を明らかにして、市町村支援をどうするのか、お答えいただきたいなというふうに思います。

もう一つは、汚染水の海洋放出に反対をしてほしいと、撤回を表明してほしいということなのです。知事もジレンマというお言葉をお使いになりましたけれども、ジレンマどころではないと、多くの県民が海洋放出には反対しています。昨日時点で二十の自治体が異議ありと、七割の首長が異議ありという、そういうことを述べていて、県民の多くの世論はやはり海洋放出に反対なのです。

ですから、様々な風評対策、万全な対策を講じるといっても根本的には被害は拡大するものだと思います。なぜ知事が県民の声を代表して、政府、東電に対して海洋放出に反対、撤回を表明しないのか、本当に不思議ではありません。改めて、知事の言葉で撤回を求めたいというふうに思います。知事に撤回を国に申し入れるようにお答えしていただきたいというふうに求めたいと思います。

文化スポーツ局長にお聞きをしたいと思います。

政府の決定を踏まえてオリンピックを開催すると言われました。準備を進めると言われました。今これほど大きなイベントを開催すれば、やはり人の流れが増えて、感染拡大が増えるというのはこの間の経験でも明らかで

す。例えば外国、イギリスでもサミットを契機にして感染が増えているという報道もありました。

やはりオリンピックよりも県民の命が大事だというふうに思います。改めて国に対してオリンピックの中止を求めているいただきたいというふうに思います。再度御答弁ください。

◎知事（内堀雅雄君）吉田議員の再質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、市町村の要望や課題を聞き取り、要望が多かった医療従事者の確保について県立医科大学と調整をし、医師を派遣するほか、県が作成したマニュアルや事例集の提供など迅速な課題解決に努めてまいりました。

引き続き、市町村の住民接種が円滑に進み、さらに加速化されるよう、要望、課題を丁寧に聞き取りながら、積極的な支援に取り組んでまいります。処理水につきましても、県内の自治体や関係団体などから、海洋放出に反対をする意見、タンク保管の継続を求める意見、新たな風評を懸念する意見、陸上保管の継続による復興や住民帰還への影響を危惧する意見など、様々な意見が示されています。

引き続き、国に対し、県内の自治体や関係者等に対し国が示した基本方針の内容について丁寧な説明を行うとともに、具体的な風評対策を早期に提示するよう求めてまいります。

◎文化スポーツ局長（小笠原敦子君）再質問にお答えいたします。

オリンピック・パラリンピックの開催につきましては、県といたしましては、組織委員会など関係機関が決定した方針を踏まえ、安全・安心な大会として開催できるよう、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら関係機関と連携して準備を進めてまいります。

◎二十六番（吉田英策君）再々質問させていただきます。

知事に対して、やはり汚染水の海洋放出、なぜ知事が国に対して撤回を申し入れないのか。県民多くの願いは、国が行う風評対策では本当に心配だ、不安だ、実害になるということで、各市町村が決議を上げ、そして七割の首長が異議を唱えているわけです。風評対策というのであれば、汚染水を流さないことが一番になるわけで、県民の声を本当に代弁する、そうした態度を取っていただきたいというふうに思います。ぜひ国に対して撤回するように申し入れていただきたいというふうに思います。

お隣の宮城県では、六月議会で最大会派でもある自民党も知事に対して撤回、反対を申し入れる、そうした質問をされたと聞いています。ですから、やはり県議会の総意としてきちんと、総意にならないかもしれないけれども、国に対して撤回をぜひ申し入れていただきたいと思います。再度質問をさせていただきます。

文化スポーツ局長に、国が決めたことだから、粛々とそれを進めるということでは、やはり県民の命も健康も守れないというふうに思います。オリンピックを開催すれば確実に感染者が増えるというのは、様々な専門家が指摘をしているところです。ですから、オリンピックを中止することが県民の命、健康を守ることになるというふうに思います。国に対して中止をぜひ求めています。

そして、もう一つは児童生徒の観戦について、やはり中止をぜひ求めています。動線を分けると、直接触れ合うようなことはしないという、そういう対策を取りたいというお話でしたが、やはりこうした対策を取っても増えるというのが感染力の強いこの変異株のコロナウイルスになっているわけですから、子供たちの健康を本当に考えるのであれば、観戦に招待するようなことはやめてほしいというふうに思います。もう一度答弁をお願いします。

ライブサイトの中止については、県は中止を判断いたしました。やはりその根本には、感染拡大を防止しようということがあるのだというふうに思うのです。でしたら、他の市町村が計画している、そうしたライブサイトについても、県はこういう判断の下で中止を決定したということをきちんとして説明して中止を求めるべきだというふうに思います。ライブサイトの中止を改めて求めたいと思います。答弁をお願いしたいと思います。

◎知事（内堀雅雄君）吉田議員の再質問にお答えいたします。

処理水につきましては、この処理水の問題は福島県だけの問題ではなく、日本全体の問題であります。

県として、国に対し、新たな風評を発生させないという強い決意の下、万全な対策を講じるとともに、福島第一原発の廃炉や福島の復興再生に最後まで責任を持って対応するよう強く訴えてまいります。

◎文化スポーツ局長（小笠原敦子君）再質問にお答えいたします。

オリンピック・パラリンピックの開催につきましては、組織委員会等の機関が決定したものでございまして、県といたしましてはこの方針を踏まえ、安全・安心な大会として開催できるよう、関係機関と連携して準備を進めてまいります。

次に、児童生徒の競技観戦につきましては、こちらにつきましては観客の動線確保、動線の経路を含めて感染症対策に総合的に取り組み、安全・安心に観戦いただけるようしっかりと取り組んでまいります。

ライブサイトにつきましては、開催方法、それから規模など、実施主体によって様々でございます。

県といたしましては、県の考え方を丁寧に説明した上で、地域の実情等に照らして個別に相談に応じてまいりたいと考えております。